

消防車両等整備事業

事業概要

市民の安全・安心を確保するため、火災・救急・救助の出場要請に迅速に対応できるよう、老朽化した車両及び装備品の更新を行います。

現状

- ①堺市消防局には、平成34年末までに自動車 Nox・PM 法の規制により、車両継続検査が受検できない車両が5台配備されています。
- ②救急要請件数の増加により、救急車の使用頻度が多くなったことで走行距離が増え、整備件数が増加しています。

対策

- ①自動車 Nox・PM 法の規制対象車両の更新を行い、災害対応に備えます。
- ②使用頻度が高く、整備件数が多い救急車を優先して更新を行い、増加する救急要請に備えます。



更新

